

官報

平成二十三年四月十五日

第百七十七回 衆議院會議録 第十五号

平成二十三年四月十五日(金曜日)

議事日程 第九号

平成二十三年四月十五日

午後一時開議

第一 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

平成二十三年四月十五日 衆議院會議録第十五号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより會議を開きます。

日程第一 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 日程第一、独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長田中眞紀子さん。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中眞紀子君登壇〕

○田中眞紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、日本学術振興会は、学術研究の助成に係る業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算の範囲内において、日本学術振興会に對

し、当該基金に充てる資金を補充することができること。

第二に、日本学術振興会は、学術研究助成業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないこと。

第三に、日本学術振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は、当該報告書に意見をつけて国会に報告しなければならないこと

などであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、翌六日高木文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、参議院送付、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長小平忠正君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小平忠正君登壇〕

○小平忠正君 ただいま議題となりました四案件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、在外公館名称位置給与法改正案について申し上げます。

本案の主な内容は、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すること、

在ジャカルタ日本国総領事館等五つの総領事館を廃止すること、

在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額等を改定することであります。

本案は、去る四月十二日外務委員会に付託され、翌十三日、松本外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑を終局いたしました。

本日、民主党・無所属クラブから、施行期日等に関する修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取した後、採決を行いました結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

引き続きまして、日本・スイス租税条約改正議定書外二件について申し上げます。

まず、日本・スイス租税条約改正議定書は、昨年五月二十一日ベルンにおいて署名されたもので、我が国とスイスとの間で、投資所得に対する源泉地国課税をさらに減免するとともに、税務当局間の租税に関する情報交換の枠組みを創設すること等について定めるものであります。

次に、日蘭租税条約は、昨年八月二十五日東京において署名されたもので、我が国とオランダとの間で、投資所得に対する源泉地国課税をさらに減免するとともに、相互協議に係る仲裁手続を導入すること等について定めるものであります。

最後に、日・豪物品役務相互提供協定は、昨年五月十九日東京において署名されたもので、我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練等のために必要な物品または役務を相互に提供するための枠組みについて定めるものであります。

以上三件は、第七十六回国会で、本院承認後、参議院において審議未了となり、今国会、改めて提出されたもので、去る三月三十一日に参議院から送付され、四月十二日外務委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌十三日松本外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑の申し出もなく、採決を行いました結果、三件はいずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件の両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路孝弘君) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新たに戦傷病者等の妻になった者等について、その特別な労苦に報いるため、特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、翌十三日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

○議長(横路孝弘君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

○議長(横路孝弘君) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀一成君。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔古賀一成君登壇〕

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、官民が連携して、海外から企業、人などを呼び込むことができるような魅力ある都市拠点の形成や、地域のポテンシャルを活性化させることにより都市の魅力を高めていくための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都市の国際競争力の強化を図るための地域を、特定都市再生緊急整備地域として指定し、この地域について、官民連携による整備計画制度や下水道法等の特例措置を創設すること、

第二に、まちのぎわいを創出する施設を設置する場合の道路占用許可の特例や、地域住民に身近な施設の適正な管理を推進するための協定制度を創設することなどあります。

本案は、去る三月二十九日本委員会に付託され、翌三十日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十三日質疑を行い、同日質疑を終了し、本日、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

出席國務大臣

外務大臣 松本 剛明君
文部科学大臣 高木 義明君
厚生労働大臣 細川 律夫君
国土交通大臣 大畠 章宏君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十二日、内閣を経由して総務大臣片山善博君から、次の報告書を受領した。
放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十一年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石井 章君

補欠

渡辺 義彦君

中後 淳君

湯原 俊二君

磯谷香代子君

磯谷香代子君

中後 淳君

湯原 俊二君

稲富 修二君

石井 章君

渡辺 義彦君

財務金融委員

辞任

吉田 泉君

補欠

瑞慶覧長敏君

徳田 毅君

吉田 正芳君

吉田 泉君

徳田 毅君

瑞慶覧長敏君

吉田 正芳君

吉田 泉君

徳田 毅君

議院運営委員

辞任

横象 勝仁君

補欠

森本 和義君

齋藤 健君

あべ 俊子君

横象 勝仁君

齋藤 健君

あべ 俊子君

齋藤 健君

あべ 俊子君

齋藤 健君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

阿久津幸彦君

補欠

阿知波吉信君

井戸まさえ君

石井登志郎君

阿知波吉信君

井戸まさえ君

岸本 周平君

渡辺 義彦君

江端 貴子君

杉本かずみ君

後藤 祐一君

湯原 俊二君

湯原 俊二君

橘 慶一郎君

福島 伸享君

山崎 誠君

小泉進次郎君

橘 慶一郎君

山崎 誠君

湯原 俊二君

湯原 俊二君

橘 慶一郎君

小泉進次郎君

橘 慶一郎君

橘 慶一郎君

橘 慶一郎君

文部科学委員

辞任

塩川 鉄也君

補欠

吉井 英勝君

阿知波吉信君

石井登志郎君

井戸まさえ君

後藤 祐一君

江端 貴子君

杉本かずみ君

福島 伸享君

山崎 誠君

湯原 俊二君

渡辺 義彦君

岸本 周平君

小泉進次郎君

橋 慶一郎君

吉井 英勝君

塩川 鉄也君

塩川 鉄也君

法務委員

辞任

大泉ひろこ君

補欠

谷田川 元君

熊谷 貞俊君

野木 実君

森岡洋一郎君

中後 淳君

水野 智彦君

山崎 摩耶君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

菊池長石工門君

中屋 大介君

森岡洋一郎君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

中後 淳君

中屋 大介君

北村 茂男君

柴山 昌彦君

厚生労働委員

辞任

樋口 俊一君

補欠

大西 孝典君

三宅 雪子君

菅原 一秀君

松浪 健太君

高橋千鶴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

江田 貴子君

江田 憲司君

稲富 修二君 熊田 篤嗣君
稲田 朋美君 橋 慶一郎君
加藤 勝信君 西野あきら君
国土交通委員

石関 貴史君 奥野総一郎君
市村浩一郎君 湯原 俊二君
糸川 正晃君 初鹿 明博君
橋本 清仁君 石田 三示君
畑 浩治君 磯谷香代子君
亀井 静香君 下地 幹郎君
湯原 俊二君 吉田 統彦君
石田 三示君 橋本 清仁君
磯谷香代子君 畑 浩治君
奥野総一郎君 石関 貴史君
奥野総一郎君 糸川 正晃君
初鹿 明博君 市村浩一郎君
吉田 統彦君 亀井 静香君
下地 幹郎君

議院運営委員

服部 良一君 照屋 寛徳君
照屋 寛徳君 服部 良一君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

石井 章君 小林 正枝君
内山 晃君 初鹿 明博君
小林 正枝君 石井 章君
初鹿 明博君 内山 晃君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

石山 敬貴君 川越 孝洋君
打越あかし君 磯谷香代子君
齋藤やすのり君 中野渡詔子君
畑 浩治君 江端 貴子君
若泉 征三君 加藤 学君
磯谷香代子君 打越あかし君
江端 貴子君 畑 浩治君
加藤 学君 若泉 征三君
中野渡詔子君 石山 敬貴君
齋藤やすのり君

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

竹下 巨君 小淵 優子君
小淵 優子君 竹下 巨君

青少年問題に関する特別委員

小野塚勝俊君 福島 伸亨君
松岡 広隆君 磯谷香代子君
磯谷香代子君 松岡 広隆君
福島 伸亨君 小野塚勝俊君

消費者問題に関する特別委員

後藤 祐一君 谷田川 元君
樋口 俊一君 村上 史好君
村上 史好君 樋口 俊一君
谷田川 元君 後藤 祐一君

(議案提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十二年一度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十二年一度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十二年一度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

内閣委員会 付託

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

法務委員会 付託

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)(参議院送付)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)(参議院送付)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

厚生労働委員会 付託

一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

財務金融委員会 付託

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

国土交通委員会 付託

(議案付託替え)

一、去る一月二十四日、総務委員会に付託した次の議案は、去る十二日、これを郵政改革に関する特別委員会に付託替えした。

郵政改革法案(内閣提出、第百七十六回国会閣法第一号)

日本郵政株式会社法案(内閣提出、第百七十六回国会閣法第二号)

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百七十六回国会閣法第三号)

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 菅 直人

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十八条」を「第二十条」に、「第十九条―第二十一条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第二十二条・第二十三条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第十七条の見出しを「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用」に改め、同条に次の一項を加える。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定(罰則を含む)は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、

同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十五条とする。

第二十二條に次の一号を加える。

三 第十八条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学術研究助成基金を運用したとき。

第二十二條を第二十四条とする。

第五章中第二十一条を第二十三条とし、第二十条を削り、第十九条を第二十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

(国会への報告等)

第二十一条 振興会は、毎事業年度、学術研究助成業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第四章中第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二條を加える。

(学術研究助成基金)

第十八条 振興会は、第十五条第一号に掲げる業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 学術研究助成基金の運用によって生じた利子

その他の収入金は、学術研究助成基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、学術研究助成基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第十九条 振興会は、前条第一項に規定する業務(学術研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。第二十一条第一項において「学術研究助成業務」という。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

附則第二條の二の見出しを「先端研究助成基金等」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 振興会は、学術の振興を図るため、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

2 振興会は、学術研究の助成に係る業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、学術研究助成基金に充てる資金を補助することができるものとする。

3 振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。

4 振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は、当該報告書に意見を付けて国会に報告しなければならないものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

議案の可決理由

学術の振興を図るため、振興会に、学術研究の助成に関する業務に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずる本案は、妥当

なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十三年年度一般会計予算(文部科学省所管)において、学術研究助成基金補助金として約八百五十三億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年四月十三日

文部科学委員長 田中真紀子

(別紙)

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本制度について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な運用に最大限努力すること。

二 基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金をはじめとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三 科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四 将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努める

こと。

五 東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直人

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「一万八千円」を「八千円」に改め、同条第二項中「(六歳未満の年少子女を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を削り、「(地(以下この項の下に「及び第五項」を加え、「年少子女が当該在外公館」を「年少子女(六歳以上の年少子女であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。))が当該在外公館」に、「(以下この項において「必要経費額との差額」という。))を「から自己負担額(我が

国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として政令で定める額をいう。以下この条において同じ。))を控除した額」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号イ及びロ並びに第二号ロ中「と前項の額との差額に相当する額」を削り、同条第三項中「(少ない額)」の下に「から自己負担額を控除した額」を加え、同項後段を削り、同項第一号中「と第一項の額との差額に相当する額」を削り、同条に次の二項を加える。

4 前二項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(外務大臣が指定する施設に限る。が)所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として外務

大臣が定める場合に該当しないときは、加算される額は、十二万円を限度とする。

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(六歳未満の年少子女、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。が)当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、一万二千円を限度とする。

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中

在ジャカルタ日本国総領事館

インド

ネシア

ジャカルタ

及び

在マニラ日本国総領事館

フィリピン

マニラ

を削り、同表大洋州の項中

在ポートモレスビー日本国総領事館

パプア

ニューギニア

ポートモレスビー

を削り、同表中南米の項中

在リマ日本国総領事館

ペルー

リマ

を削り、同表欧州の項中

在ロンドン日本国総領事館

英国

ロンドン

を削る。

別表第一のうち三 政府代表部の表北米の項の前に次のように加える。

アジア

東南アジア諸国連合日本政府代表部

インドネシア

ジャカルタ

別表第二を次のように改める。

平成二十三年四月十五日 衆議院会議録第十五号

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	₹680,000	₹620,000	₹582,700	₹562,100	₹541,600	₹480,000	₹418,400	₹377,400	₹336,300	₹315,800	₹296,200	₹274,700
	インドネシア	640,000	540,000	507,300	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	カンボジア	600,000	580,000	547,800	528,600	509,500	452,100	394,700	356,400	318,200	299,000	279,900	260,800
	シンガポール	610,000	540,000	508,500	488,200	467,800	406,800	345,800	305,100	264,400	244,100	223,700	203,400
	スリランカ	570,000	550,000	517,600	498,600	479,700	422,800	365,900	328,000	290,100	271,100	252,200	233,200
	タイ	540,000	450,000	425,300	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100	187,100	170,100
	大韓民国	630,000	530,000	495,800	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	中華人民共和国	750,000	600,000	555,800	533,500	511,300	444,600	377,900	333,500	289,000	266,800	244,500	222,300
	ネパール	710,000	690,000	652,200	631,300	610,500	547,900	485,400	443,700	402,000	381,100	360,300	339,400
	パキスタン	790,000	730,000	692,300	672,000	651,700	590,900	530,100	489,500	448,900	428,700	408,400	388,100
	バングラデシュ	700,000	680,000	647,800	627,100	606,400	544,400	482,400	441,000	399,700	379,000	358,300	337,700
	東ティモール	780,000	760,000	721,100	698,800	676,600	609,900	543,200	498,800	454,300	432,100	409,800	387,600
	フィリピン	560,000	470,000	442,700	425,900	409,000	358,500	308,000	274,300	240,600	223,800	206,900	190,100
	ブータン	630,000	610,000	578,500	558,200	537,800	476,700	415,600	374,900	334,100	313,800	293,400	273,100
大洋州	ツルネイ	540,000	520,000	482,400	463,100	443,800	385,900	328,000	289,400	250,800	231,500	212,200	193,000
	バトナム	580,000	520,000	488,200	469,500	450,900	394,900	338,900	301,600	264,300	245,600	227,000	208,300
	マレーシア	490,000	440,000	413,000	396,500	380,000	330,400	280,800	247,800	214,800	198,200	181,700	165,200
	ミャンマー	810,000	780,000	735,300	708,600	682,000	602,100	522,200	468,900	415,700	389,000	362,400	335,800
	モルディブ	610,000	600,000	560,900	541,200	521,600	462,600	403,600	364,300	325,000	305,300	285,700	266,000
	モンゴル	660,000	640,000	604,500	583,100	561,700	497,500	433,300	390,500	347,700	326,300	304,900	283,500
	ラオス	640,000	620,000	584,400	563,800	543,200	481,400	419,600	378,400	337,200	316,600	296,000	275,400
	オーストラリア	680,000	610,000	566,900	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100	249,400	226,800
	キリバス	660,000	640,000	604,300	585,300	566,400	509,600	452,800	414,900	377,100	358,100	339,200	320,300
	サモア	670,000	650,000	609,700	587,100	564,400	496,500	428,600	383,300	338,000	315,300	292,700	270,100
	ソロモン	760,000	730,000	696,800	675,500	654,300	590,500	526,700	484,200	441,700	420,400	399,200	377,900
	ツバル	660,000	640,000	604,300	585,300	566,400	509,600	452,800	414,900	377,100	358,100	339,200	320,300
	トンガ	600,000	580,000	544,400	524,300	504,300	444,200	384,100	344,100	304,000	284,000	263,900	243,900
	ナウル	550,000	530,000	496,400	478,200	460,100	405,800	351,500	315,300	279,000	260,900	242,800	224,700

ニュージーランド	ニユージーランド	590,000	570,000	532,600	511,300	490,000	426,100	362,200	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	バスアツ	550,000	530,000	500,700	482,400	464,200	409,300	354,400	317,900	281,300	263,000	244,700	226,500
	バプアニューギニア	810,000	790,000	744,200	721,000	697,900	628,400	558,900	512,600	466,300	443,200	420,000	396,900
	バプア	570,000	550,000	513,300	493,700	474,000	415,000	356,000	316,700	277,300	257,700	238,000	218,400
	フイジー	550,000	530,000	496,400	478,200	460,100	405,800	351,500	315,300	279,000	260,900	242,800	224,700
	マーシャル	550,000	530,000	496,700	478,600	460,500	406,100	351,700	315,500	279,200	261,100	243,000	224,900
	ミクロネシア	560,000	540,000	503,200	483,900	464,700	406,900	349,100	310,600	272,100	252,800	233,600	214,300
北米	アメリカ合衆国	660,000	490,000	459,600	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	カナダ	630,000	570,000	529,800	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
中南米	アルゼンチン	440,000	430,000	400,300	384,200	368,200	320,200	272,200	240,200	208,100	192,100	176,100	160,100
	アンティグア・バーターダ	590,000	570,000	531,800	511,400	491,000	429,800	368,600	327,800	287,000	266,600	246,200	225,800
	ウルグアイ	540,000	520,000	486,600	467,200	447,700	389,300	330,900	292,000	253,000	233,600	214,100	194,700
	エクアドル	570,000	550,000	516,700	496,900	477,100	417,700	358,300	318,700	279,100	259,300	239,500	219,700
	エルサルバドル	590,000	570,000	540,000	520,100	500,300	440,700	381,100	341,400	301,700	281,900	262,000	242,200
	ガイアナ	760,000	740,000	691,100	665,200	639,300	561,600	483,900	432,100	380,300	354,400	328,500	302,600
	キューバ	780,000	760,000	717,700	694,200	670,700	600,300	529,900	483,000	436,000	412,500	389,100	365,600
	グアテマラ	610,000	590,000	550,600	530,300	510,000	449,200	388,400	347,800	307,200	287,000	266,700	246,400
	グレナダ	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	コスタリカ	540,000	520,000	486,700	468,100	449,500	393,700	337,900	300,700	263,500	244,900	226,300	207,700
	コロンビア	650,000	630,000	594,800	573,800	552,700	489,700	426,700	384,600	342,600	321,600	300,600	279,600
	ジャマイカ	590,000	570,000	539,000	519,200	499,300	439,900	380,500	340,800	301,200	281,400	261,600	241,800
	スリナム	760,000	740,000	691,100	665,200	639,300	561,600	483,900	432,100	380,300	354,400	328,500	302,600
	セントクリストファー・ネーザイス	590,000	570,000	531,800	511,400	491,000	429,800	368,600	327,800	287,000	266,600	246,200	225,800
	セントビンセント	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	セントルシア	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	チリ	570,000	550,000	514,300	493,700	473,100	411,400	349,700	308,600	267,400	246,800	226,300	205,700
	ドミニカ	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	ドミニカ共和国	670,000	650,000	614,400	595,100	575,700	517,700	459,700	421,000	382,300	363,000	343,600	324,300
	トリニダード・トバゴ	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	ニカラグア	700,000	680,000	647,900	627,200	606,500	544,500	482,500	441,100	399,700	379,100	358,400	337,700
	ハイチ	840,000	820,000	782,700	760,700	738,800	672,800	606,800	562,900	518,900	496,900	474,900	453,000
	パナマ	520,000	500,000	468,000	450,100	432,300	378,700	325,200	289,500	253,800	235,900	218,100	200,200

欧州	バハマ	590,000	570,000	540,000	520,100	500,300	440,700	381,100	341,400	301,700	281,900	262,000	242,200
	パラグアイ	530,000	520,000	485,700	468,000	450,400	397,300	344,200	308,900	273,500	255,800	238,100	220,500
	パルバトス	630,000	610,000	574,900	553,600	532,400	468,600	404,900	362,400	319,900	298,600	277,400	256,100
	ブラジル	700,000	670,000	631,200	606,800	582,400	509,300	436,200	387,400	338,600	314,300	289,900	265,500
	ペネズエラ	620,000	600,000	566,200	545,300	524,400	461,700	399,000	357,200	315,400	294,500	273,600	252,700
	ベリーズ	640,000	620,000	580,100	558,600	537,200	472,800	408,400	365,500	322,600	301,100	279,700	258,200
	ベルー	670,000	650,000	609,200	587,600	566,000	501,200	436,400	393,300	350,100	328,500	306,900	285,300
	ボリビア	730,000	710,000	673,300	653,000	632,700	571,700	510,700	470,100	429,500	409,100	388,800	368,500
	ホンジュラス	650,000	630,000	591,300	570,400	549,500	486,900	424,300	382,500	340,800	319,900	299,000	278,200
	メキシコ	600,000	580,000	545,700	524,700	503,800	440,900	378,000	336,100	294,200	273,200	252,300	231,300
	アイスランド	560,000	540,000	507,900	487,600	467,200	406,300	345,400	304,700	264,100	243,800	223,500	203,200
	アイルランド	640,000	610,000	572,500	549,600	526,700	458,000	389,300	343,500	297,700	274,800	251,900	229,000
	アゼルバイジャン	710,000	690,000	643,100	619,100	595,100	523,200	451,300	403,300	355,300	331,400	307,400	283,400
	アルバニア	760,000	740,000	691,700	666,800	641,900	567,200	492,500	442,800	393,000	368,100	343,200	318,300
	アルメニア	750,000	720,000	678,000	653,700	629,300	556,300	483,300	434,600	385,900	361,500	337,200	312,900
	アンボラ	630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	イタリヤ	700,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
	ウクライナ	660,000	640,000	600,200	578,900	557,700	494,000	430,300	387,900	345,400	324,200	302,900	281,700
	ウズベキスタン	590,000	570,000	537,400	518,700	500,000	443,800	387,600	350,200	312,800	294,000	275,300	256,600
	英国	680,000	570,000	536,300	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	エストニア	600,000	580,000	540,500	518,900	497,300	432,400	367,500	324,300	281,100	259,400	237,800	216,200
	オーストリア	720,000	650,000	602,100	578,000	554,000	481,700	409,400	361,300	313,100	289,000	264,900	240,900
	オランダ	630,000	610,000	569,300	546,500	523,700	455,400	387,100	341,600	296,000	273,200	250,500	227,700
	カザフスタン	730,000	700,000	659,700	636,000	612,400	541,600	470,800	423,600	376,300	352,700	329,100	305,500
	キプロス	610,000	590,000	552,600	530,500	508,400	442,100	375,800	331,600	287,400	265,300	243,200	221,100
	ギリシャ	610,000	590,000	552,600	530,500	508,400	442,100	375,800	331,600	287,400	265,300	243,200	221,100
	キルギス	690,000	670,000	630,500	608,100	585,600	518,300	451,000	406,100	361,200	338,700	316,300	293,900
	グルジア	670,000	650,000	613,200	591,400	569,700	504,400	439,200	395,700	352,200	330,400	308,700	286,900
	クロアチア	590,000	570,000	533,500	512,200	490,800	426,800	362,800	320,100	277,400	256,100	234,700	213,400
	コソボ	710,000	690,000	644,600	620,600	596,500	524,400	452,300	404,200	356,100	332,100	308,000	284,000
	サンマリノ	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
	スイス	700,000	670,000	626,900	601,800	576,700	501,500	426,300	376,100	326,000	300,900	275,800	250,800
	スウェーデン	640,000	610,000	573,900	550,900	528,000	459,100	390,200	344,300	298,400	275,500	252,500	229,600

スペイン	620,000	600,000	559,100	536,800	514,400	447,300	380,200	335,500	290,700	268,400	246,000	223,700
スロバキア	650,000	630,000	584,100	560,800	537,400	467,300	397,200	350,500	303,700	280,400	257,000	233,700
スロベニア	580,000	560,000	521,800	500,900	480,000	417,400	354,800	313,100	271,300	250,400	229,600	208,700
セルビア	680,000	650,000	610,200	586,700	563,100	492,500	421,900	374,800	327,700	304,200	280,600	257,100
タジキスタン	670,000	650,000	620,100	601,900	583,700	529,100	474,500	438,200	401,800	383,600	365,400	347,200
チェコ	630,000	610,000	566,100	543,500	520,800	452,900	385,000	339,700	294,400	271,700	249,100	226,500
デンマーク	670,000	650,000	605,100	580,900	556,700	484,100	411,500	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100
ドイツ	700,000	590,000	553,800	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
トルクメニスタン	750,000	730,000	692,300	670,600	649,000	584,000	519,000	475,700	432,400	410,800	389,100	367,500
ノルウェー	770,000	740,000	693,100	665,400	637,700	554,500	471,300	415,900	360,400	332,700	305,000	277,300
バチカン	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
ハンガリー	610,000	590,000	547,000	525,100	503,200	437,600	372,000	328,200	284,400	262,600	240,700	218,800
フィンランド	670,000	650,000	605,500	581,300	557,100	484,400	411,700	363,300	314,900	290,600	266,400	242,200
フランス	720,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
アルバニア	600,000	580,000	540,500	518,900	497,300	432,400	367,500	324,300	281,100	259,400	237,800	216,200
ベラルーシ	640,000	620,000	586,900	566,200	545,500	483,400	421,300	379,900	338,500	317,800	297,100	276,400
ベルギー	640,000	610,000	572,800	549,800	526,900	458,200	389,500	343,700	297,800	274,900	252,000	229,100
ポーランド	570,000	550,000	516,100	495,500	474,800	412,900	351,000	309,700	268,400	247,700	227,100	206,500
ボスニア・ヘルツェゴビナ	650,000	630,000	592,200	570,300	548,300	482,500	416,700	372,800	328,900	306,900	285,000	263,100
ボリトガル	600,000	580,000	541,800	520,100	498,400	433,400	368,400	325,100	281,700	260,000	238,400	216,700
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	660,000	640,000	597,100	574,100	551,000	482,000	413,000	366,900	320,900	297,900	274,900	251,900
マルタ	660,000	630,000	590,100	566,500	542,900	472,100	401,300	354,100	306,900	283,300	259,700	236,100
モナコ	630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
モルドバ	660,000	640,000	600,200	578,900	557,700	494,000	430,300	387,900	345,400	324,200	302,900	281,700
モンテネグロ	710,000	690,000	644,600	620,600	596,500	524,400	452,300	404,200	356,100	332,100	308,000	284,000
ラトビア	590,000	570,000	529,000	507,800	486,700	423,200	359,700	317,400	275,100	253,900	232,800	211,600
リトアニア	620,000	600,000	562,400	539,900	517,400	449,900	382,400	337,400	292,400	269,900	247,400	225,000
リヒテンシュタイン	700,000	670,000	626,900	601,800	576,700	501,500	426,300	376,100	326,000	300,900	275,800	250,800
ルーマニア	580,000	560,000	525,000	504,000	483,000	420,000	357,000	315,000	273,000	252,000	231,000	210,000
ルクセンブルク	610,000	590,000	552,300	530,200	508,100	441,800	375,500	331,400	287,200	265,100	243,000	220,900
ロシア	810,000	650,000	605,300	582,000	558,600	488,600	418,600	371,900	325,200	301,800	278,500	255,200

中東	アフガニスタン	920,000	900,000	858,000	834,600	811,200	740,900	670,600	623,800	577,000	553,500	530,100	506,700
	アラブ首長国連邦	580,000	560,000	521,400	500,500	479,700	417,100	354,500	312,800	271,100	250,300	229,400	208,600
	イエメン	740,000	720,000	681,900	661,300	640,600	578,600	516,600	475,300	433,900	413,300	392,600	372,000
	イスラエル	730,000	660,000	615,000	591,200	567,500	466,300	425,100	377,700	330,200	306,500	282,700	259,000
	イラク	950,000	920,000	880,000	855,700	831,400	738,500	685,600	637,000	588,400	564,100	539,800	515,500
	イラン	800,000	780,000	737,700	714,200	690,700	620,300	549,900	503,000	456,000	432,500	409,100	385,600
	オマーン	560,000	540,000	510,000	490,400	470,900	412,300	353,700	314,700	275,600	256,100	236,500	217,000
	カタール	570,000	550,000	519,600	499,700	479,700	420,000	360,300	320,400	280,600	260,700	240,800	220,900
	クウェート	660,000	640,000	602,800	581,400	560,100	496,100	432,100	389,400	346,800	325,400	304,100	282,800
	サウジアラビア	690,000	670,000	638,800	618,500	598,100	537,200	476,300	435,600	395,000	374,700	354,400	334,100
	シリア	590,000	570,000	535,600	515,900	496,200	437,200	378,200	338,800	299,400	279,800	260,100	240,400
	トルコ	710,000	690,000	645,000	620,000	595,100	520,300	445,500	395,700	345,800	320,900	295,900	271,000
	バーレーン	580,000	560,000	524,200	504,100	484,000	423,700	363,400	323,200	283,000	262,900	242,800	222,700
	ヨルダン	580,000	560,000	523,400	504,200	485,000	427,400	369,800	331,500	293,100	273,900	254,700	235,500
	レバノン	630,000	610,000	571,500	550,400	529,200	465,900	402,600	360,300	318,100	297,000	275,900	254,800
アメリカ	アルジェリア	600,000	580,000	542,600	522,600	502,700	442,800	382,900	343,000	303,100	283,100	263,200	243,200
	アンゴラ	930,000	900,000	859,000	833,900	808,900	733,800	658,700	608,600	558,600	533,500	508,500	483,500
	ウガンダ	730,000	710,000	671,600	651,300	631,100	570,300	509,600	469,100	428,600	408,300	388,100	367,800
	エジプト	620,000	570,000	532,100	512,600	493,000	434,400	375,800	336,700	297,600	278,100	258,500	239,000
	エチオピア	700,000	680,000	647,900	627,200	606,500	544,500	482,500	441,100	399,700	379,100	358,400	337,700
	エリトリア	700,000	680,000	645,000	624,500	603,900	542,200	480,500	439,400	398,200	377,700	357,100	336,600
	ガーナ	760,000	740,000	697,700	676,400	655,100	591,200	527,300	484,700	442,100	420,800	399,500	378,300
	カーボヴェルデ	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	カボン	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
	カメルーン	820,000	800,000	755,700	732,100	708,400	637,600	566,800	519,500	472,300	448,700	425,100	401,500
	ガンビア	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	ギニア	810,000	790,000	757,100	736,100	715,200	652,300	589,400	547,500	505,600	484,600	463,700	442,700
	ギニアビサウ	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
	ケニア	690,000	670,000	626,200	603,900	581,600	514,800	448,000	403,500	358,900	336,600	314,400	292,100
	コートジボワール	850,000	830,000	783,600	758,800	734,100	659,900	585,700	536,300	486,800	462,100	437,300	412,600
	コモロ	580,000	560,000	527,200	507,900	488,500	430,500	372,500	333,800	295,100	275,700	256,400	237,100
	コンゴ共和国	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
	コンゴ民主共和国	940,000	910,000	866,400	841,000	815,700	739,700	663,700	613,100	562,400	537,100	511,700	486,400
	サントメ・プリンシペ	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000

ザンビア	740,000	720,000	685,400	664,000	642,600	578,500	514,400	471,600	428,800	407,500	386,100	364,700
シエラレオネ	720,000	700,000	664,500	643,200	621,800	557,800	493,800	451,100	408,400	387,000	365,700	344,400
ジブチ	740,000	720,000	683,200	661,100	639,000	572,700	506,400	462,300	418,100	396,000	373,900	351,800
ジンバブエ	780,000	760,000	722,900	701,400	679,900	615,400	550,900	507,900	464,900	443,400	421,900	400,400
スーダン	790,000	770,000	727,600	705,900	684,200	619,100	554,000	510,700	467,300	445,600	423,900	402,200
スロヴァン	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
セーシェル	640,000	620,000	579,200	557,800	536,400	472,100	407,800	365,000	322,100	300,700	279,300	257,900
赤道ギニア	830,000	800,000	758,700	733,500	708,400	633,100	557,800	507,600	457,300	432,200	407,100	382,000
セネガル	790,000	760,000	721,900	698,300	674,600	603,700	532,800	485,500	438,200	414,600	390,900	367,300
ソマリア	760,000	740,000	695,800	673,200	650,600	582,800	515,000	469,800	424,600	402,000	379,400	356,900
タンザニア	750,000	730,000	691,300	670,300	649,200	586,100	523,000	480,900	438,800	417,800	396,700	375,700
チャド	790,000	760,000	722,500	698,900	675,200	604,200	533,200	485,900	438,500	414,900	391,200	367,600
中央アフリカ	820,000	800,000	755,700	732,100	708,400	637,600	566,800	519,500	472,300	448,700	425,100	401,500
チュニジア	490,000	470,000	440,200	423,500	406,700	356,500	306,300	272,800	239,300	222,600	205,800	189,100
トーゴ	820,000	790,000	750,400	725,600	700,800	626,500	552,200	502,600	453,000	428,300	403,500	378,700
ナイジェリア	870,000	850,000	807,700	784,700	761,800	692,800	623,800	577,900	531,900	508,900	485,900	463,000
ナミビア	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
ニジェール	820,000	790,000	750,400	725,600	700,800	626,500	552,200	502,600	453,000	428,300	403,500	378,700
ブルキナファソ	810,000	780,000	742,300	719,200	696,100	626,900	557,700	511,500	465,300	442,300	419,200	396,100
ブルンジ	760,000	740,000	695,800	673,200	650,600	582,800	515,000	469,800	424,600	402,000	379,400	356,900
ベナン	810,000	790,000	749,800	726,400	703,000	632,900	562,800	516,000	469,200	445,900	422,500	399,100
ボツワナ	720,000	700,000	661,000	639,800	618,600	555,000	491,400	449,000	406,600	385,400	364,200	343,000
マダガスカル	690,000	670,000	630,800	610,800	590,800	530,800	470,800	430,800	390,800	370,800	350,800	330,900
マラウイ	780,000	760,000	721,900	699,700	677,400	610,600	543,800	499,300	454,700	432,500	410,200	388,000
マリ	840,000	820,000	773,700	750,100	726,600	656,000	585,400	538,300	491,300	467,700	444,200	420,700
南アフリカ共和国	640,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400
モーリシャス	580,000	560,000	527,200	507,900	488,500	430,500	372,500	333,800	295,100	275,700	256,400	237,100
モリタニア	820,000	800,000	756,400	733,600	710,700	642,200	573,700	528,000	482,300	459,400	436,600	413,800
モザンビーク	720,000	700,000	662,100	642,200	622,300	562,700	503,100	463,400	423,600	403,700	383,900	364,000
モロッコ	530,000	520,000	483,300	464,900	446,400	391,000	335,600	298,700	261,700	243,300	224,800	206,400
リビア	590,000	570,000	537,500	518,800	500,100	443,900	387,700	350,300	312,800	294,100	275,400	256,700
リベリア	760,000	740,000	697,700	676,400	655,100	591,200	527,300	484,700	442,100	420,800	399,500	378,300
ルワンダ	790,000	770,000	726,700	704,200	681,800	614,400	547,000	502,100	457,200	434,800	412,300	389,900
レソト	600,000	580,000	548,100	527,900	507,700	447,200	386,700	346,300	305,900	285,800	265,600	245,400

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	580,000 ^円	566,200 ^円	545,500 ^円	483,400 ^円	421,300 ^円	379,900 ^円	338,500 ^円	317,800 ^円	297,100 ^円	276,400 ^円
	チェンナイ	580,000	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	ムンバイ	600,000	562,100	541,600	480,000	418,400	377,400	336,300	315,800	295,200	274,700
	ジャカルタ	500,000	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	スラバヤ	560,000	521,800	501,900	442,100	382,300	342,500	302,600	282,700	262,800	242,900
	デングサール	500,000	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000
	メダン	540,000	521,800	501,900	442,100	382,300	342,500	302,600	282,700	262,800	242,900
	チェンマイ	420,000	408,200	391,200	340,200	289,200	255,200	221,100	204,100	187,100	170,100
	済州	510,000	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	釜山	510,000	475,900	456,100	396,600	337,100	297,500	257,800	238,000	218,100	198,300
	広州	530,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	上海	570,000	528,000	506,000	440,000	374,000	330,000	286,000	264,000	242,000	220,000
	重慶	530,000	495,300	475,600	416,400	357,200	317,700	278,300	258,500	238,800	219,100
	瀋陽	530,000	495,300	475,600	416,400	357,200	317,700	278,300	258,500	238,800	219,100
	青島	510,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	香港	530,000	492,200	471,700	410,200	348,700	307,700	266,600	246,100	225,600	205,100
	カラチ	720,000	680,400	659,800	597,900	536,000	494,800	453,500	432,900	412,200	391,600
	マニラ	440,000	425,900	409,000	358,500	308,000	274,300	240,600	223,800	206,900	190,100
大洋州	ホーチミン	500,000	469,100	450,400	394,500	338,600	301,300	264,000	245,400	226,700	208,100
	ベナン	410,000	396,500	380,000	330,400	280,800	247,800	214,800	198,200	181,700	165,200
	シドニー	600,000	556,200	533,000	463,500	394,000	347,600	301,300	278,100	254,900	231,800
	パース	560,000	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100	249,400	226,800
	アリスベン	580,000	544,200	521,500	453,500	385,500	340,100	294,800	272,100	249,400	226,800
オーストラリア	メルボルン	600,000	556,200	533,000	463,500	394,000	347,600	301,300	278,100	254,900	231,800
	オークランド	530,000	511,300	490,000	426,100	362,200	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	ポートモレスビー	740,000	721,000	697,900	628,400	558,900	512,600	466,300	443,200	420,000	396,900

北米	アトランタ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	サンフランシスコ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	シアトル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	シカゴ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デトロイト	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	デンバー	450,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ナッシュビル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ニューヨーク	550,000	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
	ハガツニヤ	440,000	425,500	407,800	354,600	301,400	266,000	230,500	212,800	195,000	177,300
	ヒューストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ポートランド	450,000	438,800	420,600	365,700	310,800	274,300	237,700	219,400	201,100	182,900
	ボストン	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	ホノルル	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	マイアミ	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
中南米	ロサンゼルス	470,000	441,200	422,900	367,700	312,500	275,800	239,000	220,600	202,200	183,900
	カルガリー	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	トロント	560,000	523,800	502,000	436,500	371,000	327,400	283,700	261,900	240,100	218,300
	バンクーバー	550,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	モントリオール	520,000	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
	クリチバ	590,000	575,800	551,800	479,800	407,800	359,900	311,900	287,900	263,900	239,900
	サンパウロ	680,000	635,100	609,600	532,900	456,200	405,100	354,000	328,400	302,900	277,300
	ベレン	660,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
	マナウス	700,000	678,500	653,100	577,000	500,900	450,100	399,300	374,000	348,600	323,200
	リオデジャネイロ	690,000	640,700	615,800	541,200	466,600	416,800	367,000	342,200	317,300	292,400
欧州	リマ	600,000	587,600	566,000	501,200	436,400	393,300	350,100	328,500	306,900	285,300
	ミラノ	630,000	588,400	563,800	490,300	416,800	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	エディンバラ	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	ロンドン	530,000	514,800	493,400	429,000	364,700	321,800	278,900	257,400	236,000	214,500
	バルセロナ	550,000	536,800	514,400	447,300	380,200	335,500	290,700	268,400	246,000	223,700
	デュッセルドルフ	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500

中東	ハンデルク	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	フランクフルト	570,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ミュンヘン	550,000	531,600	509,500	443,000	376,600	332,300	288,000	265,800	243,700	221,500
	ストラスブール	590,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	マルセイユ	560,000	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
	ウラジオストク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
	サンクトペテルブルク	600,000	582,000	558,600	488,600	418,600	371,900	325,200	301,800	278,500	255,200
	ハバロフスク	660,000	615,900	592,000	520,500	449,000	401,300	353,600	329,700	305,900	282,100
	ユジノサハリンスク	700,000	653,700	629,300	556,300	483,300	434,600	385,900	361,500	337,200	312,900
	トバイ ジツダ イスタンブール	520,000 550,000 620,000	502,200 531,200 598,300	481,300 510,800 573,400	418,500 449,900 498,600	355,700 389,000 423,800	313,900 348,300 374,000	272,000 307,700 324,100	251,100 287,400 299,200	230,200 267,100 274,200	209,300 246,800 249,300

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号											
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	560,000 円	540,000 円	507,300 円	487,900 円	468,500 円	410,200 円	351,900 円	313,100 円	274,200 円	254,800 円	235,400 円	216,000 円
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	630,000	530,000	496,600	476,800	456,900	397,300	337,700	298,000	258,200	238,400	218,500	198,700
		590,000	570,000	529,800	508,600	487,400	423,800	360,200	317,900	275,500	254,300	233,100	211,900
欧州	ウィーン (在ウィーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	670,000	650,000	602,100	578,000	554,000	481,700	409,400	361,300	313,100	289,000	264,900	240,900
		800,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
		700,000	680,000	631,300	606,000	580,800	505,000	429,300	378,800	328,300	303,000	277,800	252,500
		680,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
		630,000	610,000	568,400	545,600	522,900	454,700	386,500	341,000	295,600	272,800	250,100	227,400
		680,000	610,000	572,800	549,800	526,900	458,200	389,500	343,700	297,800	274,900	252,000	229,100

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設し、在ジャカルタ日本国総領事館等を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設及び廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 2 在ジャカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館を廃止すること。
- 3 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 4 外務公務員の子女教育手当の支給額及び支

給方法を改定すること。

5 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。ただし、在外公館の新設及び廃止に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計予算外務省所管のなかに、約七千四百六十五万円が計上されている。
右報告する。

平成二十三年四月十五日

外務委員長 小平 忠正

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

附 則

1 この法律は、公布の日平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「新法」という。別表第二の規定は平成二十三年四月一日から、新法第十五条の二の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用し、施行日の属する月分の子女教育手当の支給については、なお従前の例による。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年三月三十一日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスイス連邦政府は、千九百七十一年一月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 条約第三条1(a)を次のように改める。

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合

には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

2 条約第三条1(h)を次のように改める。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

3 条約第三条1(h)の次に次の(i)から(k)までを加える。

(i) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) スイスについては、すべてのスイスの市民並びにスイスにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) スイスについては、連邦税務長官又は権限を与えられたその代理者

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

(k) 「年金基金又は年金計画」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。 (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。 (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金若しくは年金計画の利益のために所得を取得することとを目的として運営されること。 (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。	2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合においては、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。	5 この条約の適用上、 (a) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、 (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否にかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得として取り扱われる部分についてののみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。	1 条約第五条3(e)の次に次の(i)を加える。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。 2 条約第五条4を次のように改め、同条5を削る。 4 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、
1 条約第四条1及び2を次のように改める。 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。 (a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体 (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画 (c) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公的目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。) ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみにつ	2 条約第四条3の次に次の4及び5を加える。 4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他	方(締約国内で受領された部分)についてののみ当該他方の締約国において租税を課されることとされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてののみ適用する。 5 この条約の適用上、 (a) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、 (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否にかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得として取り扱われる部分についてののみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。	1 条約第五条3(e)の次に次の(i)を加える。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。 2 条約第五条4を次のように改め、同条5を削る。 4 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、

当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が3に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、3の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。

3
条約第五条中6を5とし、7を6とする。

第四条

条約第六条1を次のように改める。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第五条

条約第九条を次のように改める。

第九条

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直

接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、設けられた条件が独立の企業の間、設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するとき、は、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、当該締約国の企業の利得の更正をしてはならず、また、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、当該締約国の当該企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第六条

条約第十条を次のように改める。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することが

できる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の十パーセント以上に相当する株式

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセント

3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合においては、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住

者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式

(b) 年金基金又は年金計画(当該配当が、第

三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得されたものである場合に限り。)

4 2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に扱われる所得をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 一方の締約国の居住者である法人が他方の

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求むるの件及び同報告書

締約国内から利得又は所得を取得する場合に
は、当該他方の締約国は、当該法人の支払う
配当及び当該法人の留保所得については、こ
れらの配当及び留保所得の全部又は一部が当
該他方の締約国内において生じた利得又は所
得から成るときにおいても、当該配当（当該
他方の締約国の居住者に支払われる配当及び
配当の支払の基因となつた株式その他の持分
が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は
固定的施設と実質的な関連を有するものであ
る場合の配当を除く。）に対していかなる租税
も課することができず、また、当該留保所得
に対して租税を課することができない。

8 一方の締約国の居住者が株式その他これに
類する持分に関して他方の締約国の居住者か
ら配当の支払を受ける場合において、次の(a)
及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配
当の支払の基因となる株式その他これに類す
る持分と同等の当該一方の締約国の居住者の
株式その他これに類する持分を有していない
としたならば、当該一方の締約国の居住者が
当該配当の支払の基因となる株式その他これ
に類する持分の発行を受け、又はこれを所有
することはなかつたであらうと認められると
きは、当該一方の締約国の居住者は、当該配
当の受益者とはされない。

- (a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当
に關し、当該一方の締約国の居住者に対し
てこの条約により認められる特典と同等の
又はそのような特典よりも有利な特典を受
ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第七条
条約第十一条を次のように改める。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約
国の居住者に支払われる利子に対しては、当
該他方の締約国において租税を課することが
できる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が
生じた一方の締約国においても、当該一方の
締約国の法令に従つて租税を課することがで
きる。その租税の額は、当該利子の受益者が
他方の締約国の居住者である場合には、当該
利子の額の十パーセントを超えないものとす
る。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内に
おいて生ずる利子であつて、次のいずれかの
場合に該当するものについては、他方の締約
国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国
の政府、当該他方の締約国の地方政府若し
くは地方公共団体、当該他方の締約国の中
央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有
する機関である場合
- (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の
居住者であつて、当該利子が、当該他方の
締約国の政府、当該他方の締約国の地方政
府若しくは地方公共団体、当該他方の締約
国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府
が所有する機関によつて保証された債権、
これらによつて保険の引受けが行われた債
権又はこれらによる間接融資に係る債権に
關して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該
当する当該他方の締約国の居住者である場
合

- (i) 銀行
- (ii) 保険会社
- (iii) 証券会社
- (iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業
で、当該利子の支払が行われる課税年度
の直前の三課税年度において、その負債
の五十パーセントを超える部分が金融市
場において発行された債券又は有利子預
金から成り、かつ、その資産の五十パー
セントを超える部分が当該企業と第九条
1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者
に対する信用に係る債権から成るもの
- (d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の
居住者である年金基金又は年金計画であつ
て、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活
動に關して取得された場合
- (e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の
居住者であつて、当該利子が、当該他方の
締約国の居住者により行われる信用供与に
よる設備又は物品の販売の一環として生ず
る債権に關して支払われる場合
- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府
が所有する機関」とは、次のものをいう。
- (a) 日本国については、
- (i) 日本銀行
- (ii) 株式会社日本政策金融公庫
- (iii) 独立行政法人国際協力機構
- (iv) 独立行政法人日本貿易保険
- (v) 日本国政府が資本を所有するその他の

類似の機関で両締約国の政府が外交上の
公文の交換により隨時合意するもの
スイスについては、

- (i) スイス国立銀行
- (ii) スイス輸出保険
- (iii) スイス傷害保険基金(SUVA)
- (iv) 千九百四十六年十二月二十日の老齡保
険及び遺族保険に関する連邦法の対象と
なる機関
- (v) スイス連邦政府が資本を所有するその
他の類似の機関で両締約国の政府が外交
上の公文の交換により隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種
類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者
の利得の分配を受ける権利の有無を問わな
い。）から生じた所得、特に、公債、債券又は
社債から生じた所得（公債、債券又は社債の
割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該
所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸
付金から生じた所得と同様に取扱われるも
のをいう。前条で取り扱われる所得は、この
条約の適用上利子には該当しない。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居
住者である利子の受益者が、当該利子の生じ
た他方の締約国内において当該他方の締約国
内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合
又は当該他方の締約国内において当該他方の
締約国内にある恒久的施設を通じて独立した人
的役務を提供する場合において、当該利子の
支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又
は当該恒久的施設と実質的な関連を有するも
のであるときは、適用しない。この場合に

は、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができ

る。

9 一方の締約国の居住者が債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者

が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に關し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

条約第十二条を次のように改める。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは學術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務

を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と實質的な關連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が権利又は財産の使用に關して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産の使用に關して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産の使用に關して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に關し、当該一方の締約国の居住者に対

してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第九条

条約第十三条を次のように改める。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

3 (a) 次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合に、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)することによつて取得する収益に対しては、他方の締約国内において租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国(日本国)については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、当該他方の締約国の金融機關の差し迫つた支払不能に係る破綻處理に關する法令に従つて、当該他方の

締約国の居住者である金融機関に対して

実質的な資金援助を行う場合

(ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

(b) (a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この3の規定の効力発生前に取得した場合又はこの3の規定の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十條

条約第十五条1中「次条及び第十八条から第二十条まで」を「次条、第十八条及び第十九条」に改める。

第十一條

条約第十七条を次のように改める。

第十七條

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十二條

条約第二十条を次のように改める。

第二十條 削除

第二十三條

条約第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一條のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十四條

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二條

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。

この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて

租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が権利又は財産に関して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に関して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に関して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかつたであらうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十五條

条約第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二條のA

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十條3、第十一條3(c)、(d)若しくは(e)、第十二條、第十三條6又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関

し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。 (a) 個人 (b) 適格政府機関 (c) 法人(その主たる種類の株式が、8(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。) (d) 銀行、保険会社又は証券会社(その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。) (e) 第四条1(b)又は(c)に規定する者(同条1(b)に規定する者にあつては、当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金又は年金計画に限る。) (f) 個人以外の者(a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、発行済株式その他の受益に関する持分又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。) 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、	(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に關し、七以下の同等受益者が当該法人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 4 2(f)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。 (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。 (b) その他のすべての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。 5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める取得に關し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。	る。 (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。 (ii) 当該所得が(b)(ii)に規定する営業又は事業の活動に關連し、又は付随して取得されるものであること。 (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。 (b) 一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。 (i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。 (ii) 当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において営業又は事業の活動を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント以上を生み出す場合に限る。 (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う営業又は事業の活動が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。 (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締	約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。 (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。 (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて6に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。 (c) (b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の二課税年度について(b)(ii)から(vi)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に關する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすものとみなす。 6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に關し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 (i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてゐること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場
---	--	---	--

合は、この限りでない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合に、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決

権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8 この条の規定の適用上、
(a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、スイス国立銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体がその資本の過半数を直接若しくは間接に所有する者をいう。
(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の発行済

株式又は議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
(ii) 株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場
(iii) ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリッド証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場

(iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
(d) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。

(i) この条の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約(以下この条において「租税条

約」という。)を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

(bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

(cc) 第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(e) 「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

第十六条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこ

の条約の規定に従つてスイスにおいて租税を課される所得をスイス内から取得する場合に、当該所得について納付されるスイスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 1の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つてスイスにおいて租税を課されるものは、スイス内の源泉から生じたものとみなす。

3 スイスの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、4又は6の規定が適用される場合を除くほか、スイスは、当該所得について租税を免除する。もつとも、スイスは、当該居住者の残余の所得に対する租税の計算に当たつては、その免除された所得についてその免除が行われなかったならば適用されたであろう税率を適用することができる。当該免除は、当該居住者が第十三条2に規定する収益を取得する場合には、当該収益に対して同条2の規定に従つて日本国において課される租税の額が証明されたときに限り、適用する。

4 スイスの居住者が配当又は利子を取得し、これらが第十条又は第十一条の規定に従つて日本国において租税を課される場合には、スイスは、当該居住者に対し、その申請に基づいて次のいずれかの救済を与える。

(a) 当該居住者の所得に対する租税から、第十条及び第十一条の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除

すること。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) (a)に規定する救済の一般原則を考慮した標準算式によつて決定されるスイスの租税の概算控除

(c) 当該所得に対するスイスの租税の一部免除。いかなる場合においても、日本国内から取得した当該所得の額のうち少なくとも日本国において課される租税の額に相当する部分に係るスイスの租税を免除する。

スイスは、租税に関する二重課税の回避のために自国が締結する国際条約の実施に関する規定に従ひ、適用されるべき救済を決定し、かつ、その手続を定める。

5 スイスの居住者である法人で、日本国の居住者である法人から配当を取得するものは、当該配当に係るスイスの租税に関し、配当を支払う法人がスイスの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同一の救済を受ける権利を有する。

6 スイスの居住者が第十三条3(a)に規定する所得を取得する場合には、スイスは、その申請に基づいて、当該所得に対するスイスの租税から、同条3の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除する。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

第十七条

条約第二十四条2及び3を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8、第十二条4又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

第十八条

条約第二十五条1を次のように改める。

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをする

ことができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

第十九条

条約第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条のA

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法

令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。これらの情報を入力するため、当該一方の締約国の税務当局は、この5の規定に基づく義務を履行するために必要な場合には、3の規定又は当該一方の締約国の法令のいかなる規定にもかかわらず、当該情報を開示させる権限を有する。	第二十条 条約第二十六条を次のように改める。 第二十六条 1 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 2 第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の外交使節団、領事機関又は代表部であつて他方の締約国又は第三国に所在するものの構成員である個人は、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、この条約の適用上、派遣国の居住者とみなす。 (a) 国際法に従い、その者が、接受国において、当該接受国外に源泉のある所得につき、租税を課されないこと。 (b) その者が、派遣国において、そのすべての所得に対して課される租税に関し、当該派遣国の居住者と同様の義務を負うこと。 3 この条約は、国際機関、その内部機関又は職員及び第三国の外交使節団、領事機関又は代表部の構成員である者であつて、一方の締約国に所在し、かつ、その所得に対して課される租税に関し、いずれの締約国においても居住者として取り扱われないものについては、適用しない。 第二十一条 1 条約を改正するこの議定書(以下「改正議定書」という)は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。改正議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。	2 改正議定書は、次のものについて適用する。 (a) 源泉徴収される租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額 (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得 (c) その他の租税に関しては、改正議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 3 改正議定書によつて改正された条約第二十五条のAに規定する情報の交換は、改正議定書が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について認められる。 4 改正議定書は、条約が有効である限り効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて改正議定書に署名した。 二十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国政府のために 小松一郎 スイス連邦政府のために ハンス・ルドルフ・メルツ	議定書 千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という)の署名に当たり、日本国政府及びスイス連邦政府は、改正議定書によつて改正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約(以下「条約」という)の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 条約全体に関し、 所得の支払又は取得の基となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。 2 条約第三条1(k)の規定に関し、 年金基金又は年金計画は、日本国の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(k)(ii)に規定する活動に関し取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。 3 条約第十条の規定に関し、 同条2(a)及び3(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。
---	---	---	---

4	条約第十一條3及び第二十二條のAの規定に 關し、 「保險」には、再保險を含むことが了解され る。 5 条約第二十五條のAの規定に關し、 (a) 同條の規定は、いかなる場合にも、一方の 締約國に対し、他方の締約國がその法令又は 行政上の慣行に基づき情報を入手するための すべての妥當な手段(過重な困難を生じさせ るものを除く。)を講じていない場合に当該情 報を提供する義務を課するものと解してはな らない。 (b) 同條に規定する情報の交換には、單なる証 拠の収集(証拠漁り)のみを目的とする措置を 含まないことが了解される。 (c) 一方の締約國が同條の規定に従つて他方の 締約國に対し情報の提供を要請する場合に は、当該一方の締約國の権限のある当局は、 当該他方の締約國の権限のある当局に対し て、次の(i)から(v)までに掲げる情報を提供す ることが了解される。 (i) 調査の対象となる者を特定するために十 分な情報(例えば、名称及び、判明してい る場合には、住所、口座番号その他これら に類する情報) (ii) 要請する情報の対象となる期間 (iii) 求める情報に係る記述(当該情報の性質 及び当該一方の締約國が希望する当該他方 の締約國から当該情報を受領する形式を含 む。) (iv) 情報を必要とする課税目的 (v) 要請する情報を保有していると認められ る者の名称及び判明している場合には住所	(d) 同條の規定は、両締約國に対し、自動的又 は自発的に情報を交換することを義務付ける ものではない。ただし、同條の規定は、情報 を交換するに当たつて利用可能な方法を制限 するものではない。 (e) 一方の締約國は、弁護士その他の法律事務 代理人がその職務に關してその依頼者との間 で行う通信に關する情報であつて、当該一方 の締約國の法令に基づいて保護されるものに ついては、その提供を拒否することができ る。 (f) 一方の締約國が同條の規定に従つて他方の 締約國に対し情報の提供を要請する場合に は、納税者の權利に關する当該他方の締約國 の行政上の手続に關する規則は、引き続き適 用されることが了解される。ただし、これら の規則が、実効的な情報の交換を妨げ、又は 不当に遅延させる場合は、この限りでない。 この議定書は、改正議定書の効力發生の日に効 力を生ずる。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正 當に委任を受けてこの議定書に署名した。 二十十年五月二十一日にベルンで、ひとしく正 文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二 通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈 に相違がある場合には、英語の本文による。
日本国政府のために 小松 一郎		

スイス連邦政府のために ハンス・ルドルフ・メルツ	所得に対する租税に關する二重課税の回避 のための日本國とスイスとの間の條約を改 正する議定書の締結について承認を求める の件(參議院送付)に關する報告書 一 本件之目的及び要旨 政府は、昭和四十六年十二月二十六日に発効 した我が國とスイスとの間の所得に対する租税 に關する二重課税の回避のための條約を改正す る議定書を締結するため、平成二十年十一月以 來、スイス連邦政府との間で交渉を行つてき た。その結果、議定書の案文について最終的合 意に達し、平成二十二年五月二十一日にベルン において、本議定書の署名が行われた。 本議定書は、我が國とスイスとの間の現行租 税條約を改正し、投資所得に対する源泉地國に おける限度税率を引き下げることにより投資交 流の一層の促進を図るとともに、脱税及び租税 回避行為を防止するため、國際標準であるOE CDモデル租税條約の情報交換に係る規定に 沿つた、税務当局間の租税に關する情報交換の 枠組みを創設すること等について定めるもので あり、その主な内容は次のとおりである。 1 一方の締約國の居住者である法人が相手國 の居住者に支払う配当に対しては、当該相手 國において課税することができるが、同配当 に対しては、当該配当を支払う法人が居住者 とされる一方の締約國においても、配当の受 益者が当該配当を支払う法人の議決權のある 株式の十パーセント以上を所有する法人であ
る場合には当該配当額の五十パーセント(た だし、同株式の所有割合が五十パーセント以上 の法人の場合は免税)、その他の全ての場合 には当該配当額の十パーセントを超えない額 の課税をすることができること。 2 利子に対する源泉地國における限度税率 を、一般の利子については十パーセントと し、政府が全面的に所有する機關等が受け取 る利子については源泉地國免税とすること。 3 一方の締約國內において生じ、相手國の居 住者が受益者である著作権、特許權等の使用 料に対しては、当該相手國においてのみ課税 することができること。 4 この條約の特典の濫用を防止するため、条 約の特典を享受できる者を一定の要件を満た す適格者等に限定すること。 5 両締約國の権限のある當局は、條約の規定 の実施又は両締約國若しくはそれらの地方政 府若しくは地方公共團體が課する全ての種類 の租税に關する両締約國の法令の規定の運用 若しくは執行に關連する情報を交換するこ と。 6 一方の締約國が受領した情報は、当該一方 の締約國がその法令に基づいて入手した情報 と同様に秘密として取り扱うものとするこ と。 7 一方の締約國は、相手國が当該一方の締約 國に対し情報の提供を要請する場合には、自 己の課税目的のために必要でないときであつ ても、当該情報を入手するために必要な手段 を講ずること。 8 提供を要請された情報が銀行等が有する情	

平成二十三年四月十五日 衆議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について
承認を求めるの件及び同報告書

二八

報等であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないとともに、これらの情報を入手するため、当該一方の締約国の税務当局は、当該情報を開示させる権限を有すること。

なお、本議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国とスイスとの間で投資所得に対する源泉地国課税が一層軽減されるとともに、租税に関する情報交換が行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流の促進並びに国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年四月十五日
外務委員長 小平 忠正
衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月三十一日

参議院議長 西岡 武夫
衆議院議長 横路 孝弘殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約

日本国及びオランダ王国は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び

企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) オランダについては、

- (i) 所得税
- (ii) 賃金税
- (iii) 法人税(鉱業法に従って天然資源の開発の純利得のうち政府への割当てが課される部分を含む。)
- (iv) 配当税

(以下「オランダの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本

国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「オランダ」とは、オランダ王国のうちヨーロッパに位置する部分(領海及びその領海の外側に位置する区域であつて、オランダが国際法に基づき管轄権又は主権的権利を行使する区域を含む。)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオランダをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオランダの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

- (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (ii) オランダについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
- (k) 「国民」とは、次の者をいう。
- (i) 日本国については、日本国の国籍を有す

る全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体 (ii) オランダについては、オランダの国籍を有する全ての個人及びオランダにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (m) 「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす者をいう。 (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されること。 (ii) 主として、老齢年金、障害年金若しくは遺族年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営されること。 (iii) (ii)に規定する活動に關して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に關する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優	先ずるものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、二方の締約国の居住者とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。 (a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体 (b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される年金基金 (c) 当該一方の締約国において、主として宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために設立され、かつ、運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。) ただし、一方の締約国の居住者には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含む。 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を
決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合は、いずれの締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。 4 この条約の規定に従い一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に対する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令により、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることがされているときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。 5 この条約の適用上、 (a) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 他方の締約国において組織された団体を	通じて取得され、かつ、 (ii) 当該他方の締約国の租税に關する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの に対しては、当該一方の締約国の租税に關する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る)の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。 (b) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、 (ii) 当該他方の締約国の租税に關する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの に対しては、当該一方の締約国の租税に關する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、この条約の特典(当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。 (c) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 両締約国以外の国において組織された団

体を通じて取得され、かつ、 (ii) 他方の締約国及び当該団体が組織された国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（この条約に別に定める要件を満たすものに限り）の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。ただし、当該団体が組織された国が当該一方の締約国と租税に係る実効的な情報交換に関する規定を有する条約を締結している場合に限り。 (d) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、かつ、 (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、この条約の特典は与えられない。 (e) 一方の締約国内から取得される所得であつて、 (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、 (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの	に対しては、この条約の特典は与えられない。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。 4 1 から 3 までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。	業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a) から (e) までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。 5 1 及び 2 の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6 の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が 4 に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4 の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。 6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つていという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。 7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。	第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1 の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1 及び 3 の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。 第七条 事業利得 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 3 の規定に従うことを条件として、一方の締
---	--	---	--

約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、オランダの企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税でオランダにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。

この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払ふものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント

3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有する法人

(b) 年金基金(当該配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合に限る。)

4 2及び3の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

5 2(a)及び3(a)の規定は、日本国における課税

所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。

6 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及び当該分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

7 1 から3 まで及び10 の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

9 一方の締約国の居住者が優先株式その他これ

に類する持分（以下この9 において「優先株式等」という。）に関して他方の締約国の居住者から配当の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該配当の支払の基因となる優先株式等と同等の当該一方の締約国の居住者の優先株式等を有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該配当の支払の基因となる優先株式等の発行を受け、又はこれを所有することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該配当の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国の居住者が支払う配当に關し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

10 1、2 及び8 の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものが他方の締約国の居住者である個人に支払う配当に対しては、当該個人（当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。）が当該法人の特定の種類の株式の五パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令に従つて当該一方の締約国において租税を課することができる。この10 の規定は、当該配当の支払を受ける当該個人が、当該配当が支払われる年に先立つ十年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該

個人が当該他方の締約国の居住者になつた時に於いて当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に關連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1 に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

3 2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する

機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv) (i) から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1 (a) 又は(b)に規定する關係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であつて、当該利子が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない場合

(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備、物品の販売又は役務の提供の結果として生ずる債権に關して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配の受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金

を含む。及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（いずれかの締約国の居住者であるかを問わない）が、いずれかの締約国又は両締約国以外の国に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、次に定めるところによる。

(a) 当該恒久的施設が一方の締約国内にある場合には、当該利子は、当該一方の締約国内において生じたものとされる。

(b) 当該恒久的施設が両締約国以外の国にある場合には、当該利子は、いずれの締約国内においても生じなかったものとされる。

7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係に

より、当該利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

8 一方の締約国の居住者がある債権に關して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該當する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に對して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであらうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に關し、当該一方の締約国の居住者に對してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける權利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に對しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィ

ルム又はテープを含む。）の著作権、特許權、商標權、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の對価として受領される全ての種類の支払金をいう。

3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった權利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となった使用、權利又は情報に對して考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥當な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が權利又は財産の使用に關して他方の締約国内において生じた使用料の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該當する者が当該權利又は財産と同一の權利又は財産の使用に關して当該一方の締約国の居住者から使用料の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当

該權利又は財産の使用に關して当該他方の締約国の居住者から使用料の支払を受けることはなかつたであらうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該使用料の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる使用料に關し、当該一方の締約国の居住者に對してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける權利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該法人、組合又は信託財産の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国内において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分（以下「同種の株式等」という。）が第二十一条(c)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊關係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 (a) 次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)することによって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができ。 (i) 当該他方の締約国(日本国)については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合 (ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合	6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。 7 6の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものの株式、受益株式若しくは信用に係る債権の譲渡又は当該株式、受益株式若しくは信用に係る債権に附属する権利の一部の譲渡から生ずる収益で他方の締約国の居住者である個人が取得するものに対しては、当該個人(当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。)が当該法人の特定の種類の株式の五パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令及びその解釈(「譲渡」の解釈を含む。)に従って当該一方の締約国において租税を課することができる。この7の規定は、当該収益を取得する当該個人が、当該収益が取得される年に先立つ十年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。	第十四条 給与所得 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。 (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。	である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 第十六条 芸能人及び運動家 1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該個人的活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。
4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲	3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。 第十五条 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者	3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。 第十五条 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者	1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬(社会保障制度に基づく給付を含む。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該退職年金その他これに類する報酬が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者が受益者である保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ

租税を課することができる。ただし、当該保険年金が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該保険年金に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。この条において、「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができず期間中、所定の時期において定期的に所定の金額を支払われるものをいう。

3 退職年金その他これに類する報酬又は保険年金を受領する権利に代わる一時金であつて、一方の締約国の居住者である個人に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該一時金が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該當する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他こ

れらに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a)

1 一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が提出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に關連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生

計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われる給付に限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないもの(以下この条において「その他の所得」という。)に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な關連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七條の規定を適用する。

3 1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、その他の所得の額が、その關係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この條の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該その他の所得の額のうちその超過する部分に對しては、この條の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各

締約国の法令に従つて租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が権利又は財産に關して他方の締約国内において生じたその他の所得の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該當する者が当該権利又は財産と同一の権利又は財産に關して当該一方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該権利又は財産に關して当該他方の締約国の居住者からその他の所得の支払を受けることはなかつたであらうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該その他の所得の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずるその他の所得に關し、当該一方の締約国の居住者に對してこの條約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第二十一条 特典の制限

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十條3、第十一條3、第十二條、第十三條又は前條に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該當し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに關し、この條に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(e)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。 (a) 個人 (b) 一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、オランダ中央銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくはは地方公共団体が直接若しくは間接に所有する者 (c) 法人であつて、その主たる種類の株式が、公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるもの(当該株式が8(c)(iii)又は(iv)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録されるものである場合には、当該法人の事業の管理及び支配の主たる場所が、当該法人が居住者とされる締約国内にあるときに限る。) (d) 次の(i)又は(ii)に規定する者のいずれかに該当する者 (i) 第四条1(b)又は(c)に規定する者(同条1(b)に規定する者にあつては、次の(a)(ii)又は(b)に規定する者のいずれかに該当する者に限る。) (aa) 当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金 (bb) その基金の七十五パーセントを超えるものが、適格者であるいずれかの締約国	の居住者が拠出した基金である年金基金 (ii) 銀行、保険会社又は証券会社(その者が居住者とされる締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。) (e) 個人以外の者(a)から(d)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接又は間接に所有する場合に限る。) 3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 4 2(e)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。 (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。 (b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得が取得される課税年度の総日数の半数以上の日において2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、	当該課税年度について当該要件を満たすものとする。 5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(ii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 (i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてゐること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場合は、この限りでない。 (ii) 当該所得が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。 (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。 (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者の関連企業であつて他方の締約国内において事業を行うものから当該他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合においては、当該居住者が当該一方の締約国内においては、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関連企業が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事	業が実質的なものであるかは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。 (c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つてゐるか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式)を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。 6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(ii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。 (i) 当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。 (ii) 当該所得が(b)(ii)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
--	---	---	---

(iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。 (b) 一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。 (i) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。 (ii) 当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。 (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。 (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。 (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。 (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて5	(ii) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。 (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。 (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。 (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。 (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて5	(ii) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。 (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。 (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。 (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。 (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて5	(ii) 当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。 (iii) 当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。 (iv) 当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。 (v) (i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。 (vi) 当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であつて5
(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年
(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年
(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年	(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年

の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 オランダ内から取得される所得が、配当であつて、オランダの居住者である法人により当該法人の議決権のある株式又は発行済株式の十パーセント以上を当該配当の支払義務が確定する日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われるものである場合には、当該配当は、日本国の租税の課税標準から除外される。その除外は、日本国の租税の課税標準から配当を除外することに關する日本国の法令の規定(株式の所有に關する要件に係る規定を除く。)に従うことを条件とする。

3 オランダは、その居住者に対して租税を課する場合には、当該租税の課税標準に、この条約の規定に従ひ日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得を含めることができる。

4 もつとも、オランダの居住者が、第六条1、3及び4、第七条1、第十条7、第十一条5、第十二条3、第十三条1から4まで、第十四条1及び3、第十七条1及び2、第十八条1(a)及び2(a)並びに第二十条2の規定に従ひ日本国において租税を課される所得又は日本国においてのみ租税を課される所得であつて、3に規定する課税標準に含まれるものを取得する場合に、オランダは、オランダの租税を軽減することによりこれらの所得に対する租税を免除する。この軽減は、二重課税の回避に關するオランダの法令の規定に従つて算定される。この場

合において、これらの所得は、当該法令の規定の下においてオランダの租税を免除される所得の額に含まれるものとみなす。

5 オランダは、さらに、第十条2及び10、第十一条2、第十三条7、第十五条、第十六条1及び2並びに第十七条3の規定に従ひ日本国において租税を課される所得について算定されるオランダの租税からの控除を認める(これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。)。この控除の額は、これらの所得について日本国において納付した租税の額と同一の額とする。ただし、当該控除の額は、二重課税の回避に關するオランダの法令の定めるところにより、3に規定する課税標準に含まれるこれらの所得が当該法令の規定に基づきオランダが軽減を与える唯一の所得であるとしたならば認められる控除の額を超えないものとする。

この5の規定は、当該法令の規定により現在又は将来認められる租税の軽減を制限しない。ただし、これらの所得について日本国において納付した租税を翌年以後に繰り越すこと及び二以上の国から取得する所得を合計することについてオランダの租税の控除の額を算定する場合に限る。

6 4の規定にかかわらず、オランダは、第七条1、第十条7、第十一条5、第十二条3及び第二十条2の規定に従ひ日本国において租税を課される所得について、二重課税の回避に關するオランダの法令の規定に基づいてオランダの租税からオランダ以外の国においてこれらの所得に対して課される租税を控除することを認める場合には、これらの所得について日本国におい

て納付した租税をオランダの租税から控除することを認める(これらの所得が3に規定する課税標準に含まれる場合に限る。)。この控除の算定に当たつては、5の規定を適用する。

7 1から6までの規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つて他方の締約国において租税を課されるもの又は他方の締約国においてのみ租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一

方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又は当該締約国の地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して、又は当該事案が前条1の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。	こと(両締約国の権限のある当局及びその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む)ができる。 5(a) 一方の又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、	3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。特に、両締約国の権限のある当局は、次の事項について合意することができる。 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設への所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の帰属 (b) 二以上の者の間における所得、所得控除、税額控除その他の租税の減免の配分 (c) この条約の適用に関する相違(次の(i)から(iv)までに掲げる事項に関する相違を含む。)の解消 (i) 特定の所得の分類 (ii) 者の分類 (iii) 特定の所得に対する源泉に関する規則の適用 (iv) この条約において用いられる用語の意義 (d) 事前価格取決め 両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信する	(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、 当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。	3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。 (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供	5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。	平成二十三年四月十五日 衆議院会議録第十五号	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書	2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。	2 1の規定は、いかなる場合にも、1に規定する租税を徴収するよう努めるいずれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し、又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。 第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則
--	--	---	--	---	---	-------------------------------	--	---	--

又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 適用地域

1 この条約は、オランダ王国のうちヨーロッパに位置しない部分につき、そのまま又は必要な修正を加えて適用を拡大することができる。その適用の拡大は、外交上の経路を通ずる公文の交換によって約定される日から、約定される修正及び条件(終了に関する条件を含む。)に従つて効力を生ずる。

2 別段の合意をしない限り、この条約の終了は、この条の規定に基づいてこの条約の適用が拡大されたオランダ王国の部分に対するこの条約の適用を終了させることにはならない。

第二十九条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次にものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) オランダについては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得

(iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

3 千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約及び議定書(千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。)(以下この条において「旧条約」という。)は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4 3の規定にかかわらず、旧条約により特典を受ける権利がこの条約により特典を受ける権利より一層有利な者については、その者の選択により、旧条約の適用を選択したと見たならば2の規定によりこの条約が適用されたであらう日から十二箇月の間、旧条約を全体として引き続き適用する。

5 旧条約は、1から4までの規定に従つて適用

される最後の日に終了する。

第三十一条 終了

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき効力を失う。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) オランダについては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の所得

(iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度及び課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二十十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

武正公一

オランダ王国のために

フリッツ・ドウ・ヘーア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約(以下「条約」という。)を本日署名するに当たり、日本国及びオランダ王国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第三条1(m)(iii)の規定に関し、年金基金は、日本国の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八条若しくは第十条の二又は同法附則第二十条第一項に規定する租税が課される場合においても、条約第三条1(m)(ii)に規定する活動に関して取得する所得につき租税を免除される者として取り扱われることが了解される。

2 条約第六条及び第十三条の規定に関し、天然資源の探査及び開発に係る権利は、これらの権利が適用される海底(その下を含む。)の存在する締約国内に存在する不動産とされる。さらに、これらの権利には、当該探査若しくは開発の持分に係る権利又は当該探査若しくは開発に

よって生ずる資産から得られる利益に係る権利を含む。 3 条約第七条の規定に関し、調査、提供、据付け又は建設活動から得られる利得については、恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該恒久的施設に帰せられるものとするが了解される。	4 条約第九条の規定に関し、同条1(a)又は(b)に規定する関係を互いに有する企業間で、資産、役務又は権利に係る開発、生産又は取得に関する費用及び危険を分担し、並びにこれらの資産、役務又は権利におけるそれぞれの参加者の持分の性質及び範囲を決定するための取決めを締結するという事実のみによつては、同条1に規定する条件を満たすものとはされないことが了解される。	5 条約第十条及び第十三条の規定に関し、オランダは、法人の清算若しくは一部の閉鎖又は法人による自己の株式の取得に関連し受領する所得を、条約第十条に規定する配当として取り扱うものとし、条約第十三条に規定する譲渡収益として取り扱わない。 6 条約第十一、三、三の規定に関し、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。 (a) 日本国については、 (i) 日本銀行 (ii) 株式会社日本政策金融公庫 (iii) 独立行政法人国際協力機構 (iv) 独立行政法人日本貿易保険 (v) 日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文	
の交換により随時合意するもの (b) オランダについては、 (i) オランダ中央銀行 (ii) オランダ開発金融会社 (iii) オランダ開発途上国投資銀行 (iv) オランダ政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの	7 条約第十五条の規定に関し、オランダの居住者である法人の場合には、「法人の役員」には、「取締役(bestuurder)」及び「監査役(commissaris)」を含む。「取締役(bestuurder)」及び「監査役(commissaris)」とは、それぞれ法人の経営全般に従事する者及びこれらの者を監督する者をいう。	8 条約第十七条及び第十八条の規定に関し、退職年金その他これに類する報酬がこれらの規定のいずれの規定の対象となるか及びどの程度これらの規定の対象となるかについては、当該退職年金その他これに類する報酬の受給資格を取得する期間に提供された役務の性質(民間又は政府に対する役務)によつて決定されることが了解される。	9 条約のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従つて源泉課税することを妨げるものではない。 10 条約第二十一条2(c)の規定に関し、課税年度の開始の日の前日に終了する十二箇月の期間中に一又は二以上の公認の有価証券市場において取引された法人の主たる種類の株式の総数が当該十二箇月の期間中の当該主たる種類の株式に
係る発行済株式の総数の平均の六パーセント以上である場合には、当該主たる種類の株式は、当該課税年度において一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものとされる。	11 条約第二十一条2(c)の規定に関し、法人の「事業の管理及び支配の主たる場所」は、役員及び上級管理者が当該法人(当該法人が直接又は間接に所有する子会社を含む)の戦略上、財務上及び運営上の経営判断を行うための日々の職務を当該一方の締約国において他のいずれの国よりも多く遂行し、かつ、当該役員及び上級管理者を補佐する職員がこれらの経営判断の準備及び決定のために必要な日々の活動を当該一方の締約国において他のいずれの国よりも多く行う場合に限り、当該法人が居住者とされる締約国内に存在するものとされる。	12 条約第二十四条5の規定に関し、 (a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従つて申し立てられた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。 (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて、設置される。 (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。	
(ii) それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。	(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員であつてはならず、同条1の規定に従つて申し立てられた事案にこれまで関与した者であつてはならない。 (iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びその職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。	(v) それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。 (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びその職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。 (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。 (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。 (ii) 仲裁決定は、条約第二十四条5の規定、	

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について
承認を求めるの件及び同報告書

(e) この12の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに違反すること(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)により、当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかつたものとする。

(f) 仲裁の要請が行われた後で、かつ、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達する前に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

(f) 同条5の規定及びこの12の規定は、千九百七十年三月三日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約(千九百九十二年三月四日にハーグで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む。)(以下「旧条約」という。)第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事案(両締約国の権限のある当局が特別な理由に基づき条約第二十四条5の規定及びこの12の規定を準用しない事案として合意するものを除く。)について準用する。ただし、一方の締約国の権限のある当局が、他方の締約国の権限のある当局に対し、この条約の効力発生前に旧条約第二十六条1の規定に基づき申し立てられた事

案に関する協議の申立てをした場合には、この(f)の規定の適用上、条約第二十四条5(b)中「当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日」とあるのは、「この条約の効力発生の日」と読み替えるものとする。

13 条約第二十五条3及び5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十年八月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

武正公一

オランダ王国のために

フリッツ・ドウ・ヘーア

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
政府は、現行の日・蘭租税条約が昭和四十五年に効力発生後、平成四年に一部改正されてい

るものの、四十年近くが経過していることから、同条約の内容を改正するため、平成十六年六月以来、オランダ王国政府との間で交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十二年八月二十五日に東京において、本条約の署名が行われた。

本条約は、我が国とオランダ王国との間の現行租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における限度税率を引き下げることに、脱税及び租税回避行為を防止するため、現行の租税条約には含まれていない条約の特典の濫用を防止する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約国の居住者である法人が相手国の居住者に支払う配当に対しては、当該相手国において課税することができるが、同配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を所有する法人である場合には当該配当額の五パーセント(ただし、同株式の所有割合が五十パーセント以上の法人の場合は免税)、その他のすべての場合には当該配当額の十パーセントを超えない額の課税をすることができること。

2 利子に対する源泉地国における限度税率を、一般の利子については十パーセントとし、政府が全面的に所有する機関等が受け取る利子については源泉地国免税とすること。

3 一方の締約国内において生じ、相手国の居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該相手国においてのみ課税

することができること。
4 この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

5 この条約の規定に適合しない課税を受けた者が一方の締約国に対して申立てをした事案について、この申立てを受けた当該一方の締約国の権限のある当局から相手国の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から二年以内に、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、当該者が要請するとき、当該事案の未解決事項は、仲裁に付託されること。

6 一方の締約国は、相手国が当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずること。

7 提供を要請された情報が銀行等が有する情報等であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議手続に係る仲裁手続及びその補足事項、情報の提供を拒否できる場合の内容等を規定している。

本条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国とオランダとの間で脱税及び租税回避行為を防止しつつ、投資所得に対する源泉地国課税が一層軽減されることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十三年四月十五日

外務委員長 小平 忠正

衆議院議長 横路 孝弘殿

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年三月三十一日

参議院議長 西岡 武夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府(以下「両当事国政府」という。)は、

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における後方支援の分野で提供される物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、次に掲げる活動に必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための輸

送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づく物品の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。

a 受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、bの規定の適用を妨げるものではない。

b 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、cの規定の適用を妨げるものではない。

c 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

2 この協定に基づく役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により

提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

3 いずれの当事国政府も、それぞれの国の法律が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に從属し、条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め(その修正を含む)に從つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1c及び2の規定に從つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決

めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。

5 4の規定に從つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に從つて解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて実施された物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3から5までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年五月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岡田克也
オーストラリア政府のために
ジョン・フォークナー

付表

区分

食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、国際連合平和維持活動や諸外国での災害救援活動等の分野において我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍が協力する機会が増加している現状を踏まえ、これらの活動において我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定める協定の作成に向け、平成二十二年三月からオーストラリア政府との間で交渉を行った。その結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、同年五月十九日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動等のために必要な物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定は、共同訓練等の活動のために必要な物品又は役務の我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

2 いずれか一方の当事国政府が、共同訓練等の活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対して要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供する

ことができること。ただし、提供される物品又は役務には、我が国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならないこと。

3 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならぬこと、物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

4 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定めること。

5 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施されること。

6 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

7 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議すること。

8 この協定の効力の期間、効力の延長及び協定の終了について定めること。

なお、本協定は、両当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進し、もって国際連合を中心とした国際平和のための努力を始めとする国際的な協力に寄与することが期待されるとの見地からも有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十三年四月十五日

外務委員長 小平 忠正

衆議院議長 横路 孝弘殿

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十三年一月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成十五年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同項第一号中「平成十五年四月二日以後平成十八年十月一日前」を「平成

二十三年四月二日以後同年十月一日前」に改め、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に、「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改め、同項第四号中「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第二項中「平成十八年十月一日」を「平成二十三年十月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条

の規定を適用するものとしたならば、新法第三
条第一項の特別給付金の支給を受けることが
できることとなる者(次に掲げる者を除く。)に
は、同項の特別給付金を支給する。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。
以下「昭和五十一年改正法」という。)附則第六
条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法
等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律
第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」とい
う。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金
を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律(昭和六十一年法律第五十三号)附
則第四条の規定により戦傷病者戦没者遺族等
援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付
金支給法の一部を改正する法律(平成三年法
律第五十五号。以下「平成三年改正法」とい
う。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金
を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により戦
傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八
年改正法」という。)による改正前の戦傷病者
等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一
項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により戦
傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成
十三年改正法」という。)による改正前の戦傷

病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条
第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付
金」という。)を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により
平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等
の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項
の特別給付金(以下「平成十三年特別給付金」
という。)を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により
旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利
を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等(平成十五
年四月一日から平成十八年九月三十日までの間
に死亡したものに限り、)の妻(婚姻の届出をし
ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に
あつたと認められる者を含む。)であつて、当該
各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定めるもの(平成二十三年十月一
日において日本の国籍を有しているものに限り
る。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支
給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡
の日において、新法第二条各号に掲げる給付
(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給
付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一
時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者
等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る
法令に基づく年金たる給付で公務による障害を
支給事由とするものを受ける権利を失うべき事
由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害
の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別
表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当してい
たときに限る。

一 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病
者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第
一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年
改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対す
る特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病
者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるの
を「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の
規定を適用するものとしたならば、同条に規
定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八
年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定
により平成八年特別給付金を受ける権利を取
得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)に
よる改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給
付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平
成八年改正法附則第二条第五項の規定により
平成八年特別給付金を受ける権利を取得した
者

三 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等
の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定
する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七
日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み
替えて同条の規定を適用するものとしたなら
ば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含
む。) 平成八年改正法附則第二条第四項の規
定により平成八年特別給付金を受ける権利を
取得した者

四 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等
の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定
する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七
日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み

替えて同条の規定を適用するものとしたなら
ば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含
む。) 平成八年改正法附則第二条第三項の規
定により平成八年特別給付金を受ける権利を
取得した者

五 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者
等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規
定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七
日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み
替えて同条の規定を適用するものとしたなら
ば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含
む。) 平成八年特別給付金を受ける権利を取
得した者(平成八年改正法附則第二条第二項
に規定する者を除く。)

六 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者
等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規
定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七
日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み
替えて同条の規定を適用するものとしたなら
ば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含
む。) 平成十三年特別給付金を受ける権利を
取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項
の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別
給付金は、支給しない。

一 平成二十三年十月一日において、戦没者等
の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八
年法律第六十一号)第三条第二項各号に掲げ
る給付(当該戦傷病者等の死亡に係るものに
限る。)を受ける権利を有する者
二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届
出をしていないが、事実上離婚したと同様の

国際的な活動の拠点となるにふさわしい市街地の形成を実現することができるとなるよう定めなければならない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携)

第十八条の二 国及び関係地方公共団体は、特定都市再生緊急整備地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な施策を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第十九条第一項中「協議を」を「協議特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあつては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を」に改め、同条第二項中「又は地方独立行政法人の長(次項)を、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者(第七項)に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第四項から第七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三項中「及び」を並びに第二項及びに改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業(当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限る。)を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地

方公共団体の長に對して、協議会を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に對して、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることが出来る。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

第四十五條の二 第一項、第四十五條の四 第一項第二号及び第四十五條の十二中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に改める。

第四章第四節を同章第五節とする。

第四章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款 都市再生特別地区等
第三十六條に見出しとして「(都市再生特別地区)」を付し、同条第二項中「工作物」の下に「(以下「建築物等」という。)」を加え、第四章第三節第一款中同条の次に次の見出し及び四條を加える。
(道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設)

第三十六條の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設(都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。)である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建

設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(以下「重複利用区域」という。)を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。

2 都市計画法第十五條第一項の都道府県又は同法第八十七條の二 第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣)は、前項の規定により建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

第三十六條の三 都市再生特別地区の区域のうち前条第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内の道路(次項において「特定都市道路」という。)については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十三條第一項第二号に掲げる道路とみなして、同法の規定を適用する。

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて建築基準法第二條第三十五号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同法第四十四條第一項第三号に該当する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三十六條の四 都市再生特別地区の区域のうち

第三十六條の二 第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市計画法第五十三條第一項の規定の適用については、同項第五号中「第十二條の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十六條の二 第一項」とする。

第三十六條の五 都市再生特別地区の区域のうち第三十六條の二 第二項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市再生緊急整備地域内における第一種市街地再開発事業又は同法による第二種市街地再開発事業については、それぞれ同法第九條の二 第二項の地区計画の区域内における第一種市街地再開発事業又は同法第九十八條の二十五 第一項の地区計画の区域内における第二種市街地再開発事業とみなして、同法の規定を適用する。

第三十七條第一項中「(同法第八十五條の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)」を削り、「市町村(以下「この節において」を加え、同項第一号中「前条第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同項第五号中「昭和四十四年法律第三十八號」を削り、同項第七号中「(昭和二十九年法律第九十九號)」を削り、同項第八号中「都市計画法第四條第五項の」及び「(以下「都市施設」という。)」を削る。

第四章第三節を同章第四節とする。

第二十二條第一項中「三月以内」の下に「(当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から四十五日以内)」を加える。

第二十九條第一項第一号を削り、同項第二号イ

中「専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。」に対する出資」を「株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下「株式会社等」という。)であつて専ら認定事業の施行を目的とするものに限る。」に対する資金の貸付け」に、「株式会社又は合同会社に限る。」が「株式会社等に限る。」に改め、同号口中「いう。」の下に「若しくは認定建築物等に係る信託の受益権」を、「当該認定建築物等」の下に「若しくは当該認定建築物等に係る信託の受益権」を加え、「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。)」を「株式会社等」に、「出資又は当該株式会社、合同会社若しくは特定目的会社」を「資金の貸付け又は当該株式会社等」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「イからニまで」を「イ又はロ」に改め、同号ホを同号ハとし、同号を同項第一号とし、同項第三号口中「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社」を「株式会社等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第二十九号第一項第三号」を「第二十九号第一項第二号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十二条第一項中「債務保証業務」を「第二十九号第一項第二号に掲げる業務」第四項において「債務保証業務」という。」に改める。

第三十三条第二項中「第十九条第四項」を「第十九条第八項」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 整備計画の作成等

(整備計画)

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画(以下「整備計画」という。)を作成することができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等を通じて都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に關連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業

三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に關し必要な事項

整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前

項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項には、都市施設等(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第五項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。))又は同条第七項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)をいう。以下同じ。に關する都市計画に關する事項であつて、同号イ又はロに掲げる事業の実施のために必要なものがあるときは、当該事項を記載することができる。

5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四節において同じ。))又は市町村をいう。以下この節において同じ。に協議し、その同意を得なければならぬ。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会(都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれていたときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。))に付議する期限を記載するものとする。

る。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画に係る都市施設に關する都市計画事業(都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。))又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者(第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。))及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

8 第二項第二号ロに掲げる事業に關する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。))を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。))その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に關する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

9 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。))に協議し、その同意を得なければならない。

10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

(整備計画に記載された事業の実施)

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。

(整備計画に従った都市計画の案の作成等)

第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従って当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十九条の五 第十九条の二第七項の規定により整備計画に都市施設に関する都市計画事業又は市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画法第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当該整備計画に従って当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

第十九条の六 前条の規定により施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認(都市再生特別措置法第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものを含む)の申請をしなければならない。ただし、当該日まで

に都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)

第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道の排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。この場合において、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第一項の許可(第三項の許可を含む。)を受けて公共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第十九条の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第十九条の七第三項若しくは第五項の規定」とする。

7 許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。

(開発許可の特例)

第十九条の八 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあっては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意

を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日(当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九条第一項の許可があったものとみなす。

(土地区画整理事業の認可の特例)

第十九条の九 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業(同法第四条第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。この場合において、同法第二十九条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日(当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があったものとみなす。

(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業(同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る。)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議

し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の第二十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業(同法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあつては、当該同意が得られているものに限る。に關する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の第二十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

(都市計画の変更の特例等)

第十九条の十二 都市計画(当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予定のもの又は施行中のものを除く。)であつて整備

計画の内容を実現する上で支障となるものが定められている場合における都市計画法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の合意をしたものに限る。)が作成されたことにより」とする。

2 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措置

第四十六条第五項中(都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。を削り、「同法第十五条第一項」を「都市計画法第十五条第一項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(以下「都市利便増進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定によ

り仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項において同じ。又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一體的な整備又は管理(当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一體的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する事項を記載することができる。第四十六条第九項の次に次の二項を加える。

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許

可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

第四十六条の二第二項中「民間都市機構」の下に「当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者」を加える。

第五章第一節に次の三条を加える。

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の三 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四十六条の四 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画(都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。)の

作成又は変更を必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更を必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)
第四十六条の五 市町村は、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならない。

第五十一条第一項中「第四十六条第十三項後段(同条第十四項)を「第四十六条第十六項後段(同条第十七項)に改める。」

第五十二条第一項中「(同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。を削る。」

第五十八条第四項中「(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。を削る。」

第五章第三節第四款を次のように改める。

第四款 道路の占用の許可基準の特例
第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。
第七十一条第一項第一号イ中「株式会社又は合同会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)が発行する社債の取得」に改め、同号ロ中「いう。」

の下に「若しくは認定整備建築物等に係る信託の受益権」を、「当該認定整備建築物等」の下に「若しくは当該認定整備建築物等に係る信託の受益権」を加え、「株式会社、合同会社又は特定目的会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得」に改め、同号ハ中「不動産特定共同事業法」の下に「平成六年法律第七十七号」を加える。

第七十二条第二項中「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に改め、同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に、「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に、「同じ。」を「この節において同じ。」に改める。

第七十三条第一項中「又は一般社団法人」を「一般社団法人」に改め、「一般財団法人」の下に「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第七十四条第一号中「都市再生整備計画の区域内」を「第四十六条第一項の土地の区域」に、「第四十六条第一項」を「同項」に改め、同条第三号ロ中「都市再生整備計画の区域内の」を「第四十六条第一項の土地の区域における」に改め、「(都市再生整備計画に記載されたものに限る。を削り、同条第五号中「都市再生整備計画に基づく事業により整備される」を「第四十六条第一項の土地の区域における」に改め、同条中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
第七十四条第五号の次に次の一号を加える。
六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設

設の一体的な整備又は管理を行うこと。
第七十七条第一項中「及び第七十一条第一項」を「第七十一条第一項及び第七十二条の七第一項」に改める。

第五章第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 都市利便増進協定
(都市利便増進協定)

第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類の及び位置
二 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法
三 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法
四 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続
五 都市利便増進協定の有効期間
六 その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)
第七十二条の四 市町村長は、前条第一項の認定

(以下「協定の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

第七十二条の五 土地所有者等又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(協定の認定の取消し)

第七十二条の六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

一 認定都市利便増進協定の内容が第七十二条

の四各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

(民間都市機構の行う都市利便増進協定推進支援業務)

第七十二条の七 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設(民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。)の一体的な整備又は管理を支援するため、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定都市利便増進協定を締結している土地所有者等に対し、当該一体的な整備又は管理に関し必要な情報の提供、助言又はあつせんその他の援助を行うことができる。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一條第一項及び第十二條中「第四條第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四條第一項各号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十二条の七第一項に規定する業務」と、民間都市開発法第二十條第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第一項(都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十一條第一項」と、同条第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條(都市再生特別措置法第七十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とす

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第七十二条の八 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百二十二号)第二條第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五條第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人(都市再生特別措置法第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。)」と、同法第六條第二項及び第八條中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九條中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

(国等の援助)

第七十二条の九 国及び関係地方公共団体は、都市利便増進協定を締結し、又は締結しようとする土地所有者等に対し、都市利便増進協定の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第八十二条を第八十四条とし、第八十一条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とし、第七十九条を第八十一条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

(区分経理)

第七十九条 民間都市機構は、次に掲げる経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九条第一項第一号に掲げる業務(イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務(イ及びロに掲げる方法(出資に係る部分を除く。))により支援するものに限る。次条において同じ。に係る経理

二 第二十九条第一項第二号に掲げる業務に係る経理

(第二十九条第一項第一号に掲げる業務等に必要な資金に係る債券の発行額の特例等)

第八十条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるため

には、民間都市開発法第八條第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十一条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八條第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

附則第三條中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四條から第九條までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(都市再生特別地区(第三十六条)を「都市再生特別地区等(第三十六条―第三十六条の五)」に、「都市再生整備計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節 都市再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」を「第六節 都市再生整備推進協定(第七十二条の三―第七十二条の再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」に改める部分に限る。)、第四十五条の二第二項、第四十五条の四第一項第二号及び第四十五条の十二の改正規定、第四章第三節第一款の款名の改正規定、第三十六条見出しを含む。)の改正規定、同条の次に見出し及び四条を加える改正規定、第三十七条第一項第一号の改正規定、第五章の章名の改正規定、第四十六条の改正規定(同条第五項に係る部分を除く。)、第五章第一節に三條を加える改正規定、第五十一条第一項及び第五十八条第四項の改正規定、第五章第三節第四款の改正規定、第七十二条の二の改正規定(同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に改める部分を除く。)、第七十三条第一項、第七十四条及び第七十七条第一項の改正規定、第五章中第六節を第七節とし、第五節の次に一節を加える改正規定並びに附則第四条から第九条までを削る改正規定並びに附則第六条及び

び第十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の都市再生特別措置法(以下「新法」という。)第十四条の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧法」という。)第十四条の規定により定められている都市再生基本方針は、新法第十四条の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第三条 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域について、新法第十五条の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に旧法第十五条の規定により定められている地域整備方針は、新法第十五条の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の規定により組織されている都市再生緊急整備協議会は、新法第十九条第一項の規定により組織された都市再生緊急整備協議会とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 附則第一条ただし書に規定する日が地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法附則第四十三条のうち都市再生特別措置法第四十六条第十二項の改正規定中「第十二項と

あるのは、「第十五項」とする。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第八条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「並びに都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第二号」を削る。

第二条第十一項中「及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号」を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第九項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第十条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「都市再生特別措置法」の下に「第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第十一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二条第三項中「第七十九条」を「第八十一条」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第七号を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第七項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第二百一条第二項第一号へ並びに第三項第一号二及び第二号二中「第五条第一項」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

附則第五十条第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に、「又は」は都市再生特別措置法第三十条第一項とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

理由

官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律
案内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域(以下「特定地域」という。)として政令で定めること。

2 都市再生緊急整備協議会は、特定地域における都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業等に関する計画を作成することができるとし、当該計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならないこと。

3 国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、四十五日以内において速やかに、処分を行わなければならないこと。

4 特定地域内の都市再生特別地区において建築物等の敷地として併せて利用すべきと位置付けられた都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できるこ

と。

5 国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができることとし、政府は、貸付け等に要する資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができると。

6 都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができるとし、市町村は、作成又は変更する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならないこと。

7 道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の施設等に係る道路占用許可について、無余党性の基準の適用を除外すること。

8 都市再生整備計画に定められた区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の一体的な整備又は管理に関する協定を締結し市町村長の認定を申請することができることとし、民間都市開発推進機構は認定のあった協定に関し必要な支援を行うことができること。

9 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、平成二十九年三月三十一日までとする。こと。

10 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十三年度一般会計予算において、六百億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年四月十五日

国土交通委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すること。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたる甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりにより万全を期すること。

三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種制度など都市の再生に関する施策を有効に活用すること。

四 東日本大震災の被災地域以外も含め、地方都市について、その再生が緊急の課題となつていくことに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。

五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一三三〇円 二二〇円